

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
12月2日
(月曜日)

目 次

告示
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度(森林整備課)……………



山口県告示第四百五十八号

平成二十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十五年十二月二日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀 則

一 水源涵養保安林及び土石砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単 位 区 域	許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール)	土石砂流出防備保安林(ヘクタール)
阿北地区	萩市(平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る)阿武郡阿武町	六一・七六	一八六・五七
橋本川	萩市(平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る)阿武郡阿武町	八七六・五七	二二九・八六

二 魚つき保安林

同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)										
大津地区	長門市	豊浦地区	下関市	厚東川・厚狭川	宇部市 美祢市 山陽小野田市	榎野川	山口市(平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る)	佐波川	山口市(平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る) 防府市	徳山地区	下松市 周南市(平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る)	田布施川・島田川	光市 周南市(平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る) 熊毛郡上関町 田布施町及び平生町	由宇川・柳井川	岩国市(平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇市、玖珂町及び周東町の区域に限る) 柳井市	錦川下流	岩国市(平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇市、玖珂町、美川町及び美和町の区域に限る) 玖珂郡和木町	大島地区	大島郡周防大島町
三八五・六四	一五五・九四	三六一・一八	一六九・六二	六七三・三一	二二一・七四	二八四・〇一	三四三・四一	六五六・七八	三四〇・八三	三四三・二〇	一四三・六三	〇・九七	六六・一三	一四・六六	一三九・四一	四九一・五七	二二九・五五	六・九八	

三 保健保安林

同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)			
阿武町	萩市	長門市	下関市	周南市	岩国市	上関町	周防大島町	宇部市	防府市	平生町	柳井市	下松市
四・三〇	二七・三八	一八・二八	二二・六五	〇・五〇	二・〇六	九・〇二		〇・一一	三・九〇	〇・七二	二・〇六	三・二八

同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール) 許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール) 一三二・六七

平成二十五年十二月一日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市